

京極町農業委員会総会議事録

(第9回令和6年5月23日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月23日 午後1時30分から2時05分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (10 人)

2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
4 番	横川順行
5 番	小山憲一
6 番	熊谷 聡
7 番	行天英宏
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 (1 人)

1 番 酒井勇一

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5 議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地史博

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後1時30分

船場会長 これより第9回京極町農業委員会総会を開会いたします。
皆さん大変お忙しいところお集まり頂いたので、早く終わらせられるようスムーズに進行したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局長 本日、1番酒井委員は体調不良により欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、9番清本委員、10番粥川委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。
1、第8回京極町農業委員会総会を、令和6年4月27日に京極町役場議員控室で開催しております。
2、農地法第3条調査を、4月30日に酒井委員、横川委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有地です。
3、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、5月1日に熊谷委員、行天委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
4、同じく、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、5月10日に行天委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
5、その他報告事項としまして、令和6年度の全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会が来週5月27日から29日の日程で開催される予定となっており、船場会長と私が出席する予定です。
報告第1号につきましては以上となります。

議 長 ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書1ページをご覧ください。日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご審議願います。

次のとおり農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので、同条第1項による許可を受けることを要しないものであるか否か審査のうえ受理するものとする。令和6年5月23日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

それでは、議案書2ページをご覧ください。

番号1。賃借人。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。賃貸人。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日(解約日)、通知の年月日。ともに令和6年4月30日。当初の契約。平成5年4月26日から平成10年4月25日まで。解約の理由。合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

本案件については、賃借人の経営移譲に伴い、これまで農地法第3条により賃貸借していた農地を新たな経営者に贈与するため解約するものです。通知年月日より6ヶ月以内に土地の引渡しが行われ、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、同条第1項による許可を要しないものであると考えます。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長 当初の契約の年号って、平成で間違いないですか。

事務局長 間違いありません。当初契約は平成10年までとなっておりますが、農地法第3条の賃貸借契約となりますので、基盤強化促進法と違い、当初契約期間経過後は合意解約されるまで自動更新されていた、ということであります。

議 長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問・意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第 4、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案書 3 ページをご覧ください。日程第 4、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご審議願います。

別紙の者から農地等の所有権移転及び使用貸借の設定をするための農地法第 3 条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和 6 年 5 月 23 日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件です。それでは、議案書 4 ページをご覧ください。

番号 1。貸主。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。権利の区分、使用貸借。賃貸理由、経営移譲するため。土地引渡しの時期、農地法第 3 条の許可日。契約期間、10 年間。借主の経営内容は記載のとおりです。

番号 2。譲渡人。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。権利の区分、贈与。譲渡理由、農地を贈与するため。土地引渡しの時期、農地法第 3 条の許可日。譲受人の経営内容は記載のとおりです。

この 2 件の案件については、経営移譲に伴う一連の手続きとなります。

番号 1 番は、前経営者である父名義の農地を使用貸借するもの、番号 2 番は、議案第 1 号でご説明したとおり、前経営者である父と譲渡人として賃貸借していた農地を合意解約し、これを新たな経営者となる譲受人へ贈与するものとなります。議案書 5 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書 6・7 ページに図面を添付しておりますので、位置についてご確認願います。

議案第 2 号につきましては、以上となります。

議 長	ただいまの説明に関連して、番号 1 番、2 番を横川委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
横川委員	番号 1 番、2 番について、議案書 5 ページの調査書のとおり、4 月 30 日に調査しました。 どちらも〇〇さんから〇〇くんへ経営移譲するために必要な手続きを行うもので、問題はないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。
清本委員	なんで贈与になったのか。
事務局長	双方話し合いのうえでの判断と聞いております。
行天委員	これは親戚同士にあたるんですか。
事務局長	そうですね。親戚同士になります。相続で持たれてから今までずっと賃貸していたというところで、売買ではなく贈与して所有している農地を整理すると判断されたのではないかと思います。
議 長	他に質疑ありますか。 (発言なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。 続いて、日程第 5、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。行天委員と森委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 それでは、行天委員は退席をお願いします。

(行天委員退席)

議 長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案書 8 ページをご覧ください。日程第 5、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和 6 年 5 月 23 日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、1 議案 4 件となっており、所有権移転の計画が 1 件、新規の利用権設定の計画が 2 件、利用権の再設定の計画が 1 件です。

はじめに、番号 1 番と 2 番について説明いたしますので、議案書 9 ページをご覧ください。

番号 1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。札幌市〇〇、〇〇〇〇氏外〇名。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇〇筆で〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。移転の時期、令和 6 年 5 月 24 日。対価の支払期限、令和 6 年 11 月 30 日。土地の引渡日、令和 6 年 5 月 24 日。対価につきましては、〇〇円で 10 アール当たり 〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、賃貸している農地を売買するため。

番号 2。利用権の設定等を受ける者と利用権の設定等をする者は、番号 1 番と同じ。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和 6 年 5 月 24 日。終期、令和 8 年 2 月 26 日。期日、令和 6 年 5 月 24 日。借賃は、〇〇円で 10 アール当たり 〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、既に賃貸している農地の地続きの農地を賃貸するため。

番号 1 番は、先月の総会において幹旋委員会の経過について報告しております案件となります。1 番、2 番とも、議案書 12 ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、当該地位置については、議案書 15 ページに図面を添付しておりますのでご確認ください。

議案第 3 号の番号 1 番と 2 番につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して、番号 1 番、2 番を熊谷委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

熊谷委員	番号1番、2番について、議案書12ページの調査書のとおり、4月18日に調査しました。 1番は、先月報告している幹旋委員会を経て、賃貸している農地を売買するもの 2番は、既に賃貸している農地の地続きの農地を賃貸するものとなり、どちらも問題はないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。 (発言なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番、2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号1番、2番は、原案のとおり決定いたしました。 (行天委員着席)
議 長	それでは、森委員は退席をお願いします。 (森委員退席)
議 長	番号3番について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	続いて、番号3番について説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。 番号3。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和6年5月24日。終期、令和7年5月23日。期日、令和6年5月24日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃借人の経営地の隣接地を賃貸するため。 番号3番について、議案書13ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、当該地位置については、議案書16ページに図面を添付しておりますのでご確認ください。

	議案第 3 号の番号 3 番につきましては、以上となります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3 番を行天委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
行天委員	番号 3 番について、議案書13ページの調査書のとおり、5 月10日に調査しました。賃借人の経営地に隣接する農地を賃貸するもので、問題はないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。
粥川委員	貸し手は息子がいて経営者であるのに他の事業者に貸すということになると、経営規模を縮小しようとの考えなのか、それとも他に考えがあつてのことなのか。縮小するような農家に見えないのでこの契約はちょっと腑に落ちないが。
事務局長	元々売買する予定で調整していたが、今年はちょっと売買できないという話になったので、1 年間の賃貸にして来年に向け再度売買の調整をしていくとのこと聞いています。ここは賃借人の経営農地の隣接地ですので、集約という考え方からすれば、委員会の立場としておかしくないのではないかと思います。
清本委員	〇〇さんは農地増やしたんでなかったかな。それで経営面積としては元の水準になったということで縮小にならないのではないか。
議 長	よろしいですか。他に質疑ありますか。 (発言なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 3 番は、原案のとおり決定いたしました。 (森委員着席)
議 長	それでは、番号 4 番について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	続いて、番号 3 番について説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください

い。

番号４。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。札幌市〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和６年５月２４日。終期、令和１１年５月２３日。期日、令和６年５月２４日。借賃は、〇〇円で１０アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

本案件については、借り手側において、賃貸借契約終了に合わせて購入したいとの考えで話し合いがされましたが、相手側の意向で見送りとなり、再度賃借権を設定するに至ったものと聞いております。こちら、議案書１４ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。なお、当該地位については、議案書１５ページに図面を添付しておりますのでご確認ください。

議案第３号の番号４番につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して、４番を熊谷委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

熊谷委員

番号４番について、議案書１４ページの調査書のとおり、５月１日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号４番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、番号４番は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第9回京極町農業委員会総会を
閉会いたします。

閉会時間 午後2時5分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 6月27日（木）午後1時30分